

平成 27 年 4 月 7 日

## 中国産トルエンジイソシアナーに係る不当廉売関税の賦課に関する

### 調査結果報告書をとりまとめました

経済産業省及び財務省は、中国産(注 1)トルエンジイソシアナー(注 2)について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び国内産業の実質的な損害の事実を認定する調査結果をとりまとめ、本日、産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会において不当廉売関税賦課の適否について審議が行われました。また、同日、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において、本件につき、5 年間の不当廉売関税の賦課が適当であるとの答申が行われました。今後は、トルエンジイソシアナーに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正し、確定措置を発動する予定です。

#### 1. これまでの経緯

経済産業省及び財務省は、一昨年 12 月 17 日に三井化学株式会社から「中華人民共和国産トリレンジイソシアナーに対する不当廉売関税を課することを求める書面」が提出されたことを受け、昨年 2 月 14 日より、当該不当廉売関税の賦課の適否に関する両省合同の調査を実施してまいりました。

昨年 12 月 4 日、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定する仮の決定を行い、同年 12 月 25 日より、中国産トルエンジイソシアナーに対し、69.4% の関税定率法に基づく暫定的な不当廉売関税の賦課を行っております。(暫定措置)

(注 1)香港・マカオ地域を除く。

(注 2)トルエンジイソシアナーは、無色の液体で、主に自動車座席、寝具等に使用されるポリウレタン軟質フォームの原料として用いられる。

#### 2. 概要

経済産業省及び財務省は、中国産トルエンジイソシアナーに係る不当廉売関税について、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を認定し、かつ、調査終了後も是正が見込まれない当該不公正な貿易取引から本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、不当廉売関税を賦課することが適当である旨の調査結果報告書を取りまとめました。

本日開催された産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会においては、本調査報告書を踏まえ、不当廉売関税の賦課の適否について審議が行われました。また、本日開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において、中国産トルエンジイソシアナートに対する不当廉売関税を5年間賦課することが適当であるとの答申が行われました。

### 3. 今後の予定

トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正し、確定措置を発動する予定です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室長 太田

担当者：長田、千島

電話:03-3501-1511(内線 3256)

03-3501-3462(直通)

製造産業局化学課長 茂木

担当者：宮下、稻村

電話:03-3501-1511(内線 3731)

03-3501-1737(直通)